

別表（第3条、第4条関係）

(1) 「指定工場等を新増設する際の初期投資に係る投下固定資産額」に係る補助率、補助要件及び補助限度額

	対象業種区分	土地の取得等区分	補助対象経費 (取得する投下固定資産額の区分)	補助率又は補助額		移転増設の補助率の扱いは (注1)のとおり	補助要件			
				補助率	補助額		項目	対象業種等区分		
第1種指定用地	高知テクノパーク ①～③、⑤	共通	【県内企業のみ】高知工科大学、高知大学、高知工業高等専門学校等の県内教育機関及び高知県工業技術センター、公益財団法人高知県産業振興センター等の公的な試験研究機関と契約を締結して共同研究を行うこと（既に操業している企業が当該用地内で増設を行う場合を除く。）。							
			一括分譲	土地	当該用地の譲渡代金から有効平場面積に1㎡当たり7,000円を乗じて得た額を控除して得た額	県内新規雇用者数 (指定工場等の操業開始後1年以内までの間に雇用する者に限る。以下同じ。)	10人以上 5人以上	①、②イウ ②ア、③⑤		
			一括分譲	減価償却資産 (ファイナンス・リースによるものを含む。以下同じ。)	対象業種区分のうち②③⑤	敷地内純増設 上記以外の新増設 (新設及び敷地外純増設をいう。以下同じ。)	1.5% 2.0%	県内新規雇用者数	5人以上	②ア、③⑤
					対象業種区分のうち①	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.0% 1.5%			
	香南工業団地 川谷刈谷工場用地 高知中央産業団地 南国日章産業団地	①～②	一括分譲	土地(一括分譲のみ)	対象業種区分のうち②	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.5% 2.0%	県内新規雇用者数	10人以上 5人以上	①、②イウ ②ア
				減価償却資産	対象業種区分のうち①	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.0% 1.5%			
	高知みなみ流通団地 なんごく流通団地	①～⑤	一括分譲	土地	高知みなみ流通団地 なんごく流通団地		4.5% 3.5%	投下固定資産額	3,000万円以上	①～⑤
				一括分譲 割賦分譲 賃貸借	減価償却資産	対象業種区分のうち②③⑤	敷地内純増設 上記以外の新増設			
		県外企業 ①～③、⑤ 県内企業 ①～②	対象業種区分のうち①	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.0% 1.5%	投下固定資産額	5,000万円以上 3,000万円以上	①②⑤ ③		
									対象業種区分のうち①	敷地内純増設 上記以外の新増設
南国オフィスパーク 高知西南中核工業団地 高知岡豊工業団地	県外企業 ①～③、⑤ 県内企業 ①～②	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	土地(一括分譲のみ)	対象業種区分のうち②③⑤	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.5% 2.0%	県内新規雇用者数	10人以上 5人以上	①、②イウ ②ア、③⑤	
			減価償却資産	対象業種区分のうち①	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.0% 1.5%				
第2種指定用地	①～②	一括分譲	土地	高知みなみ流通団地 なんごく流通団地		4.5% 3.5%	投下固定資産額	3,000万円以上	①～⑤	
第3種指定用地	①～③、⑤	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	減価償却資産	対象業種区分のうち②③⑤	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.5% 2.0%				県内新規雇用者数
指定外用地	①～②	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	土地(一括分譲のみ)	減価償却資産	対象業種区分のうち①	敷地内純増設 上記以外の新増設	1.0% 1.5%	投下固定資産額	5,000万円以上	

(注1) 移転増設の場合の補助率について、企業が企業指定日より前から取得等をしている土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地も同様）への移転は敷地内純増設に係る補助率を、企業指定日以降に取得等をする土地への移転は敷地外純増設に係る補助率をそれぞれ適用する。

【指定企業のうちこの要綱の対象となる業種等区分】

- ①一般製造業
日本標準産業分類表の大分類E製造業に該当するものうち、下記②を除くもの
- ②企業立地戦略重点対象業種
ア 地域資源活用型産業
農林水産物又は水資源を主要原材料とするものうち、当該主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の6割以上が県内産であるもの
イ 加工組立型産業
金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)
ウ 素材材製造業等
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(1634)、プラスチック製造業(1635)、医薬品製造業(165)、プラスチック製品製造業(18)、ガラス・同製品製造業(211)、フェオアロイ製造業(2213)、表面処理鋼材製造業(224)、鉄素形材製造業(225)、非鉄金属第1次製錬・精製業(231)、非鉄金属素形材製造業(235)、その他の非鉄金属製造業(239)、新素材製造業
- ③情報通信業・サービス業等
ソフトウェア業(391)、情報処理・提供サービス業(392)(促進要綱別表第2附表の6を除く。)、デザイン業(7261)、エンジニアリング業、機械設計業(7431)、非破壊検査業(7442)、計量証明業(745)、産業用設備洗浄業(9292)
- ④流通業等
運輸業(42～48)、卸売業(50～55)、流通加工業
- ⑤試験研究施設
高度な工業技術(バイオテクノロジーに係る技術を含む。)の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設(試験研究又は試作品開発と一体となる製造・加工用施設を含む。)

(2) 上記(1)に伴う福利環境施設整備に係る補助率、補助要件及び補助限度額

	対象業種等区分	土地の取得等区分	補助対象経費	補助額	補助要件	通算限度額
第1種指定用地 第2種指定用地 第3種指定用地 指定外用地	①②	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	福利環境施設を整備又は取得するために直接必要な経費	次のうちいずれか低い額 ア 新増設する指定工場等の延べ床面積(㎡)×5,000円 イ 補助対象経費の額	次のいずれかの要件を満たす指定工場等の新増設に伴い整備又は取得される福利環境施設であること。 ア 指定工場等の敷地面積が9,000㎡以上 イ 指定工場等の建築面積が3,000㎡以上	5,000万円

【補助限度額】(1)(2)(3)の合計の限度額

対象業種区分	通算限度額	備考
①②④	50億円 (県内新規雇用者が100人以上の場合であって、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。)	○単年度補助限度額 補助金は、一企業につき会計年度あたり3億円を上限に交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。
③⑤	6億円 (知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。)	○敷地内純増設以外の新増設については、新たに取得した用地を単位として、通算限度額を適用する。

(3) 上記(1)に伴う県内新規雇用者の雇用に要する経費

	対象業種等区分	土地の取得等区分	補助額	補助要件
第1種指定用地 第2種指定用地 第3種指定用地 指定外用地	①～③⑤	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	以下の合計額 ア 正規社員×100万円 イ 非正規社員×80万円	企業指定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用され、その雇用期間が6ヵ月を経過している県内新規雇用者。また、県内新規雇用者を雇用形態により以下のとおり区分し、左記補助額を適用する。 ア 正規社員 期間の定めのない労働契約を締結している者であり、かつ、当該事業所において正規の従業員として位置付けられている者。 イ 非正規社員 正規社員に該当しない者。 ただし、非正規社員として雇用された者が正規社員に登用され、かつ、登用後6ヵ月以上継続して雇用された場合は、その者を正規社員として取り扱う。 (注2) 技能実習1号・2号・3号及び特定技能1号を含まない。

※1：特別事業加算

上記(1)について、投下固定資産額1億円以上かつ県内新規雇用者数20人以上の場合は、上記(1)に掲げる補助率(高知みなみ流通団地及びなんごく流通団地の土地に係るものを除く。)に5%を加算する。ただし、県内新規雇用者数には技能実習1号・2号・3号及び特定技能1号をふくまない。

※2：産業振興計画特別加算

特別事業加算の適用要件を満たすものについて、次に掲げる投下固定資産額又は県内新規雇用者数要件のいずれかを満たし、かつ、関係部長会議(高知県産業振興推進本部設置規程に基づく高知県産業振興推進本部運営要領に基づき設置されるものをいう。)が特定重点事業と認定したもののうち、別途定める高知県企業立地促進事業費補助金実施要領第8条に基づく審査会の意見を踏まえ知事が決定したもののについては、同要領に定めるところにより上記(1)に定める補助率(高知みなみ流通団地及びなんごく流通団地の土地に係るものを除く。)へ、特別事業加算とは別途に10%又は20%を加算することができるものとする。なお、本加算は国庫補助事業と同一の対象経費について、国費へ継ぎ足して適用することができるものとするが、この場合上記(1)及び特別事業加算は適用しないものとし、かつ、国費と合わせた補助率の合計は70%を限度とする。

投資固定資産額		県内新規雇用者数
対象業種区分のうち食料品製造業(09)	対象業種区分のうち左記以外	
2億5,000万円以上	5億円以上	30人以上

※3：高知テクノパークの特例

高知テクノパークについては、第3条及び第4条の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる指定企業についても補助対象事業者とし、それぞれア及びイに掲げる費用を補助対象経費とする。
(ア) 知事と高知テクノパークの土地に係る賃貸借契約を締結した企業のうち貸付期間の満了前に当該貸付地の取得を行う企業(雇用要件=10人は、不要) ⇒当該取得に要する費用
○ 補助金の額を算定するに当たり、当該貸付地に係る貸付料に対する補助金(以下「貸付料補助金」という。)を既に交付しているときは、当該貸付地の取得に要した経費に係る補助金の額から、当該貸付料補助金の額を差し引くものとする。
(イ) 高知テクノパークにおいて既に操業している企業が、事業拡大により必要とする倉庫又は駐車場用地等として新たに高知テクノパークの土地の取得を行う企業(雇用要件=10人が必要) ⇒当該取得に要する費用
○ 補助額は、当該用地の譲渡代金から有効平場面積に1平方メートル当り7,000円を乗じて得た額を差し引いた額とする。

※4：流通団地の特例

高知みなみ流通団地及びなんごく流通団地については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる指定企業についても補助対象事業者とし、それぞれア及びイに掲げる費用を補助対象経費とする。ただし、当該補助対象経費の額が3,000万円を超えるものに限る。
(ア) 知事と高知みなみ流通団地又はなんごく流通団地の土地に係る賃貸借契約を締結した企業のうち貸付期間の満了前に当該貸付地の取得を行う企業 ⇒当該取得に要する費用
(イ) 高知みなみ流通団地又はなんごく流通団地において既に操業している企業が、事業拡大により必要とする倉庫又は駐車場用地を確保するため新たに高知みなみ流通団地又はなんごく流通団地の土地の取得を行う企業 ⇒当該取得に要する費用
○ 補助率 (1)高知みなみ流通団地 4.5% (2)なんごく流通団地 3.5%
○ 補助金の額を算定するに当たり、当該貸付地に係る取得と同等と認められる賃貸費用に対する補助金(以下「取得同等補助金」という。)を既に交付しているときは、当該貸付地の取得に要した経費に係る補助金の額から、当該取得同等補助金の額を差し引くものとする。